

令和7年 城里町告示第163号

城里町が所有する普通財産の売払いについて、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項の規定により公告する。

令和7年6月17日

城里町長 上遠野 修

1 普通財産

物件番号	所在地	地目	地積	予定価格
城里 7-2	東茨城郡城里町大字 栗字上栗835番1	(土地)		1,211,200円 (3 契約条件参照)
		宅地	755.63㎡	
	東茨城郡城里町大字 栗字上栗835番地	(建物)		
		構造	床面積	
	軽量鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	1階 55.43㎡ 2階 44.22㎡		

※普通財産の概要及び制限の内容については別添の「普通財産売却の一般競争入札参加のご案内」による。

2 入札に参加することができない者

次の各号のいずれかに該当する者は、この一般競争入札に参加することができない。

- (1) 公有財産に関する事務に従事する町の職員
- (2) 政令第167条の4第1項に該当する者
- (3) 政令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号に該当する事実があった日から3年を経過していない者
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項の各号に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗特殊営業、同条第11項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する業の用に供する者

- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体およびそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反する用に供する者
- (6) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項の規定による観察処分を受けた団体およびその関係者
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に定める再生手続開始の申立てがなされていない者
- (8) 町税を滞納している者

3 契約条件

- (1) 建物等の解体撤去をする際は、次の事項を遵守しなければならない。

なお、この土地の所有権移転後については、この建物の管理及び解体撤去に伴う一切の費用は、落札者の負担とする。

- ① 関係法令を遵守するとともに事前に関係行政庁と協議を行うこと。
- ② 売払物件引渡し後の建物の管理及び解体撤去に要する一切の費用（アスベストが含まれている場合は、その調査及び撤去処分費用を含む）落札者の負担とする。
- ③ 建物解体撤去に伴う苦情等への対応及び第三者に損害を与えた場合の対応は、全て落札者において行う。
- ④ 解体に係る騒音、振動及び粉じんの対策については、次のとおり配慮すること。
 - ア 建設機材は、原則として排出ガス対策型、低騒音型又は低振動型を使用すること。
 - イ 騒音や振動による周辺住民とのトラブルを回避するため、騒音・振動計を外部から表示が確認できる敷地境界付近に設置するなど、住民理解に努めること。
 - ウ 解体防音のパネル又はシートを解体建物の周囲に設置するなど、防音対策に努めること。
 - エ 作業は、十分に散水を行い、粉じんの飛散防止に努めること。
 - オ アスベストが含まれていた場合は、各種法令及び国等の基準を遵守し処理すること。

4 入札参加申込み

入札に参加する方は、下記の期間に必要な書類を持参の上、参加申込みを行って下さい。なお、電話・ファックス・インターネット及び郵送による入札参加申込みの受付は行いません。

(1) 提出期間及び場所

①提出期間

令和7年6月23日(月)から令和7年7月22日(火)まで

※土曜日、日曜日、祝日を除く午前9時から午後5時まで

②提出場所

城里町大字石塚1428-25

城里町役場本庁舎2階 財務課 管財G

(2) 提出書類

①一般競争入札参加申込書(財務課でお渡しします。また町ホームページからダウンロード出来ます。)

②個人で入札される場合は、住民票抄本の写し、法人の方は代表者事項証明書を提出してください。

※発行された日から1ヶ月以内のものでお願いいたします。

③誓約書(財務課でお渡しします。また町ホームページからダウンロード出来ます。)

5 契約条項を示す場所並びに入札場所

(1) 契約条項を示す場所

城里町役場 財務課

(2) 入札場所

城里町役場 本庁舎3階 303会議室

6 入札及び開札の日時

(1) 入札

ア 入札回数は、1回とする。

イ 入札を入札参加者以外の方が行う場合は、委任状を提出すること。

ウ 落札者となる同価格の入札者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

年月日(曜日)	時間
令和7年7月25日(金)	受付:午前10時00分～ 入札:午前10時30分～ 午前11時00分 開札:午前11時05分

7 入札の無効

第3項に規定する入札に参加することができない者のした入札及び次に掲げる入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (1) 入札について不正の行為があった場合
- (2) 契約に必要な書類が指定の日時までに到達しない場合
- (3) 指定する期日までに売払い代金を納付しない場合
- (4) 金額その他必要事項を確認し難い場合又は記名押印のない場合
- (5) 入札書を2通以上提出した場合
- (6) 他の代理を兼ね、又は2以上の者の代理をした場合
- (7) 前各号に掲げるもののほか、入札条件に違反した場合

8 落札者の決定

落札者は、予定価格以上の有効札のうち最高の価格での入札者とする。

9 入札保証金

入札参加者は、入札保証金 61,000 円（予定価格の100分の5）を、現金又は有価証券により入札期日の前日までに納付すること。

なお、この入札保証金の還付に際しては、利息を付さない。

納付期限

令和7年6月23日（月）から令和7年7月24日（木）午後5時まで

10 契約不履行の場合における入札保証金の帰属

落札者が町の指定した期限内に売買契約を締結しない場合は、その落札無効とし、入札保証金は、町に帰属させるものとする。

11 契約保証金

落札者は、売買契約に当たり、契約保証金として売買契約代金の100分の10以上（入札保証金を含む）の金額（1,000円未満の端数があるときはその端数を切り上げた額）を納付すること。

納付期限

落札決定から5日以内 令和7年7月29日（火）午後5時まで

* 土日休日が納付期限の場合は、その翌日が期限となります。

12 売買代金未納の場合における契約保証金の帰属

落札者が町の指定した期限内に売買代金を納入しない場合は、契約を解除し、契約保証金は、町に帰属させるものとする。

13 契約の締結及び売買代金の支払方法

落札者は、町の定めた普通財産売買契約書により契約を締結し、売買代金を町が発行する納入通知書により、町の指定する期日までに町指定金融機関等に納入するものとする。

納入期限

契約締結日から令和7年8月27日（水）まで

14 瑕疵担保責任

契約締結後に本件物件に面積の不足、その他隠れた瑕疵があることを発見しても、売買代金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

15 用途制限

落札者は、本物件を次の用途に供してはならない。

- (1) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に掲げる風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する接客受託営業の用途及びこれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公序良俗に反する用途
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する事務所など公的良俗に反する用途
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条に規定する廃棄物を処理するための用途
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者が使用する用途

16 用途制限の継承義務等

- (1) 落札者は、第三者に対して本件物件の売買、贈与、交換、出資等による所有権移転をするときは、前記の用途制限に定める義務を書面によって継承し、当該第三者に対して前記の用途制限に定める義務に違反する用途に供してはならない。
- (2) 落札者は、第三者に対して本件財産に地上権、質権、使用貸借による

権利又は貸借権その他の使用及び収益を目的とする権利を設定するときは、当該第三者に対して前記の用途制限に定める義務に違反する用途に供してはならない。

17 その他

広告に定めのない事項については、地方自治法、地方自治法施行令、地方公営企業法、地方公営企業法施行令、城里町財務規則、城里町普通財産売払い実施要綱及び入札実施説明書等に基づき処理する。